

甲府法人会 たより



富士山と南天（撮影場所：富士川町）

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和2年1月

第145号

題字 高野会長

法人会
消費税期限内納付
推進運動

令和元年分の所得税の確定申告書の提出は、
令和2年3月16日(月)までです。

主な内容

- 新年のご挨拶
- 創立70周年のあゆみ
- 納税表彰
- 租税教育活動
- 税制改正要望活動
- 小学生の税に関する習字展
- 税に関する絵はがきコンクール
- 法律相談 Q & A
- 税務相談 Q & A

ご

挨拶

皆様には、新春を健やかにお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

甲府法人会は昨年十一月に山梨県法人会連合会は本年一月に、創立七十周年を迎えました。先人達が築き上げて来られた本会の歴史を、さらに発展・成長させると同時に、社会変化に対応する法人会活動の実践を重ねていきたいと考えております。

その変化の中で法人会に求められるものは何か、実現するための態勢整備をどのように進めていくべきかを検討し、会員間の繋がりや、展開する事業との関りを深化していくことにより、会員であります。

事業活動では、本年も「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、①税知識の普及・啓発活動、②税制改正に関する提言活動、③地域社会貢献活動を大きな3つの柱として活動していきます。

「税知識の普及・啓発活動」では、消費税率の10%への引き上げに伴う軽減税率制度がスタートし、今年の申告の際の注意点などの周知を図らなければならないと考えています。また、税制改正のポイント等を解説する研修会なども開催しています。

(株式会社吉字屋本店 代表取締役社長)

明けましておめでとうございます。
皆様には、新春を健やかにお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

甲府法人会は昨年十一月に山梨県法人会連合会は本年一月に、創立七十周年を迎えました。先人達が築き上げて来られた本会の歴史を、さらに発展・成長させると同時に、社会変化に対応する法人会活動の実践を重ねていきたいと考えております。

「税制改正に関する提言活動」では、税の公平公正、簡素化の観点から税制改正に関するアンケート調査の回収を増やし、多くの地元企業の声を反映した提言を作成実現に向けた提言活動の手法に工夫を凝らしていきます。

「地域社会貢献活動」では、児童たちが楽しみながら税の大切さを考える「税金教室」を、プロのサッカー選手を招いて開催します。

また、山梨県からの委託事業である「活支援事業」やまなし出会いサポートセンター」は、昨年16組の成婚カップルが誕生し、5年間の累計で66組となりました。これらは累計2400人を超える登録者から、約2100組を引き合わせることによつて生まれたものです。本年も、登録会員や引き合せの機会を増やす工夫をして、成婚カップルの増加を目指します。

女子社員向け階層別セミナー「女子力パワーアップセミナー」については、女性の活躍推進が社会的要請となつてることを踏まえ、名称や内容の見直しを図り、若手、中堅、管理職の階層別に開催していくます。

皆様方の法人会活動への絶大なるご協力をお願い申し上げるとともに、皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

中でも、青年部会は「全国青年の集い」における租税教育に関するプレゼンテーションを控え、従前に増して小学生を対象とした租税教室の実施に真摯に取り組んでおられました。また、女性部会では、地域社会の健全な發

公益社団法人甲府法人会会长
一般社団法人山梨県法人会連合会会长

高野 孫左エ門



甲府税務署長



澤田 敏明

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人甲府法人会の会員の皆様には、令和二年の新春をお健やかにお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年中は、高野会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、五月一日に新天皇が即位され、「平成」から「令和」へ改元され、また、日本ワインの生産量の約三割を占める山梨ワインの更なる発展を祈念して「ワイン県宣言」がされるなど、明るいニュースが多くありました。

また、多年にわたる申告納税制度の発展に向けた活動などのご功績により、上原副会長が国税庁長官表彰を、岸本副会長が東京国税局長表彰を受彰されました。誠におめでとうございます。

甲府法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」の理念の下、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るために多様な啓発活動に取り組まれています。

中でも、青年部会は「全国青年の集い」における租税教育に関するプレゼンテーションを控え、従前に増して小学生を対象とした租税教室の実施に真摯に取り組んでおられます。

また、女性部会では、地域社会の健全な發

展のため施設慰問など各種の社会貢献活動に献身的に取り組まれておられることに対しまして、心から敬意を表する次第です。

まもなく令和元年分の確定申告の時期を迎えます。昨年十月から導入されました消費税の軽減税率制度は、導入当初は一部の小売店においてレジ更新やキャッシュレス決済時のトラブルも発生したようですが、甲府法

人会の皆様にいたいた積極的な広報周知のお陰をもちまして、概ね順調にスタートできましたものと認識しております。導入後初年度になります本年の「申告書作成会場」には、「消費税軽減税率コーナー」を設置するなどして申告相談の円滑な実施に向け万全の態勢で臨む所存でございますので、甲府法

人会の皆様には軽減税率制度の定着に向けて、なお層のお力添えを賜りますよう改めてお願ひ申し上げます。

なお、本年一月から、スマート専用画面をご利用いただける方の範囲が「二か所以上の給与所得のある方、年金収入や副業等の雑所得のある方などに拡大してe-TAXの利便性が向上しておりますので、更なる利用拡大に向けて広報・周知を併せてお願ひ申し上げます。

結びにあたりまして、新しい年が公益社団法人甲府法人会並びに会員の皆様にとりまして一層の飛躍の年になりますよう祈念申し上げ新年の挨拶とさせていただきま



新
年



山梨県知事

長崎 幸太郎



東京地方税理士会
甲府支部長

窪田 久人

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人甲府法人会会員の皆様におかれましては、ご健勝にて新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、昨年中は高野会長をはじめ会員の皆様方には、適正な申告納税の推進へのご協力をはじめ、県政の推進に深いご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年は、ラグビーワールドカップ日本大会が開催され、日本代表チームは史上初のベスト8入りを果たすなど、その活躍に日本中が熱狂に包まれました。本県におきましても、関連イベントとしてフランス代表チームの事前キャンプが富士北麓地域で行われ、交流行事などを通じて山梨の魅力を世界に向けて発信いたしました。

本年7月には、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック大会が開催され、スポーツへの関心は、国内にとどまらず、世界レベルでますます熱を帯びるものと考えております。特に本県は、自転車競技ロードレース大会のコース会場となつており、世界の関心が日本に集まる、この絶好の機会を本県の活力につなげるため、スポーツによる地域振興やインバウンド観光の促進、更には県産品の輸出拡大などに積極的に取り組んでまいり

ます。

昨秋発生した台風19号により、本県では、中央自動車道、JR中央線等の主要交通網が寸断されたほか、県内経済の各分野で大きな打撃を受け、その影響は依然として続いています。被害を受けた皆さんに早く日常を取り戻すことができるよう、最速・最短での復旧を目指し、引き続き、全力で取り組んでまいります。

これらの施策・事業を効果的に実施するためには、県民の皆様とのパートナーシップをより深めていくことが必要不可欠であると考えております。

会員の皆様におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、正しい税知識の普及と、納税意識の高揚を図るための啓発活動や社会貢献活動などを通じ、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に向けて、なお一層のご支援とご協力をお願ひ申し上げます。

さて、県内景気は幾分回復してきた感はありますが、原材料価格の上昇や国内需要の縮小、人手不足等々で、全体として厳しい局面が続いております。また、昨年秋の台風で中央本線、中央道が不通となり、観光業や農業を主にかなりの損害があり、その後にはかなりの時間を要すると思われます。新しい年になり、景気が劇的に改善する訳ではありません。これからも厳しい局面は続くと思われます。そんな時代だからこそ、甲府法人会の果たす役割は益々重要なものになついくと思われます。山梨の地域経済の繁栄により一層貢献していただけるよう願っております。

結びにあたり、公益社団法人甲府法人会並びに会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ちあふれた1年となりますよう心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

税制面では、本年4月より資本金1億円超の大法人などは電子申告が義務化され

ます。

昨秋発生した台風19号により、本県では、令和初めての新春を健やかにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。高野会長をはじめ役員及び会員の皆様には、税理士会の活動に対しまして格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年もより一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

旧年中は、高野会長をはじめ役員及び会員の皆様には、税理士会の活動に対しまして格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年もより一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

さて、県内景気は幾分回復してきた感はあります。また、昨年秋の台風で中央本線、中央道が不通となり、観光業や農業を主にかなりの損害があり、その後にはかなりの時間が必要です。新しい年になり、景気が劇的に改善する訳ではありません。これからも厳しい局面は続くと思われます。そんな時代だからこそ、甲府法人会の果たす役割は益々重要なものになついくと思われます。山梨の地域経済の繁栄により一層貢献していただけるよう願っております。

結びにあたり、公益社団法人甲府法人会並びに会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ちあふれた1年となりますよう心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

税制面では、本年4月より資本金1億円超の大法人などは電子申告が義務化され

ます。

また、昨年十月より導入された消費

税の軽減税率については、すでに申告が始

まっています。税率ごとの区分経理は基

りポイント還元制度の税務上の取り扱いな

ど、甲府法人会の会員の皆様におかれまし

ては、各種の説明会を通じ充分ご理解され

ているとは思いますが、ご不明な点等ござい

ましたら事前に税理士に相談されることを

お勧めいたします。

甲府法人会は令和元年11月に創立70周年を迎えました。

70年のあゆみをご紹介します。

●甲府法人会の沿革

昭和 24年 11月	甲府法人協会創立(会員数90社) 甲府市、中巨摩郡、西山梨郡に本店または主たる事業所を有する法人をもって組織し、山梨県商工会議所内(旧甲府商工会議所)内に事務所を設置。初代会長に河西俊夫氏就任
12月 20日	北巨摩法人協会創立(会員数46社)。初代会長に浅川彦六氏が就任
25年 1月	山梨法人会連合会が結成
26年 11月 1日	「甲府法人協会々報」第1号発行。第4月号から「山梨法人会連合会会報」に変更
31年 2月 27日	北巨摩法人協会を韮崎法人会と名称変更
3月 4日	韮崎法人会 第2代会長に北原庫三郎氏就任
4月 28日	甲府法人協会 第2代会長に名取忠彦氏就任
32年 5月 28日	甲府法人協会を甲府法人会と名称変更
41年 3月 26日	韮崎法人会 第3代会長に小宮山悦之氏就任
7月 1日	韮崎税務署が廃止され、甲府税務署に統合
43年 12月	会員数1,000社を突破
49年 4月 23日	韮崎法人会が解散を決議
4月 24日	甲府法人会の解散、甲府法人会と韮崎法人会の合併、社団法人甲府法人会の設立を決議
6月 17日	社団法人甲府法人会設立記念式典を開催
50年 5月	管内に地区制を採用し、17地区に分割
51年 5月 28日	甲府法人会 第3代会長に細田一雄氏就任
55年 11月 26日	創立30周年記念式典を開催(山梨中央銀行 講堂)
58年 5月 16日	甲府法人会 第4代会長に篠原方泰氏就任
59年 1月	会報「甲府法人会たより」を創刊
60年 5月	管内の地区を22地区に再分割
61年 5月 26日	甲府法人会 第5代会長に丸茂平造氏就任
62年 12月 2日	青年部会を設立(会員150名)、初代部会長に大木勝志氏就任
平成 4年 1月 30日	山梨県法人会館が甲府法人会に移管され、甲府法人会館となる
10月 15・16日	第10回「全国法人会総連合 会員大会」が甲府市で開催
5年 5月 17日	甲府法人会 第6代会長に石川文一氏就任
6年 8月 26日	甲府法人会 第7代会長に吉奥信一氏就任
7年 5月 18日	管内の地区を47地区に分割
10月 16日	女性部会を設立(会員124名) 初代部会長に飯島敏子氏就任
8年 3月	会員数6,239社(ピーク時)
12月 26日	甲府法人会館が国の登録有形文化財に登録
平成 9年 5月 22日	「地区」から「支部」へ呼称変更し、支部を48支部に増設
13年 1月 23日	創立50周年記念式典を開催(甲府富士屋ホテル)
17年 10月 6日	女性部会設立10周年記念式典を開催
18年 11月 21日	青年部会設立20周年記念式典を開催
19年 4月 1日	市町村合併により中豊上九支部(会員数75社)を増設
20年 5月 ~11月	管内6市1町(甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市中央市、昭和町)の租税教育推進協議会構成員になる
21年 5月 21日	甲府法人会 第8代会長に櫻井洋氏就任
23年 4月 1日	公益社団法人甲府法人会に移行
5月 23日	甲府法人会 第9代会長に芦澤敏久氏就任
29年 3月 23日	管内の49支部に10ブロック制を導入
令和 元年 5月 23日	甲府法人会 第10代会長に高野孫左エ門氏就任
11月	甲府法人会創立70周年
12月	会員数3,375社

●甲府法人会 歴代会長



初代会長
河西俊夫
[昭和25年～昭和31年]



第2代会長
名取忠彦
[昭和31年～昭和51年]



第3代会長
細田一雄
[昭和51年～昭和58年]



第4代会長
篠原方巒
[昭和58年～昭和61年]



第5代会長
丸茂平造
[昭和61年～平成5年]



第6代会長
石川文一
[平成5年～平成6年]



第7代会長
吉臭信一
[平成6年～平成21年]



第8代会長
櫻井洋
[平成21年～平成23年]



第9代会長
芦澤敏久
[平成23年～令和元年]

70周年記念事業として甲府法人会館の改修修繕等を行いました。

耐震診断、会長室の床貼り替え、会長室カーテンの入れ替え、非常階段の床貼り替え、小会議室・炊事場・印刷室の床貼り替え、全階男女トイレ改修、机・椅子（備品器具）の買い替え

耐震診断結果

令和元年9月、(株)馬場設計から耐震診断結果「①現時点では耐震補強を必要としない建物である。②本建物の構造体は強度型であり、柱や壁が多いことから、震度6強程度の大震が起きた場合、その地震の震動及び衝撃に対して、倒壊または崩壊の危険性は低いと判断される」を得ている。



甲府法人会館



会長室



小会議室

秋の叙勲

●当会役員関係●

令和元年の秋の叙勲におきまして、当会相談役の金丸康信様が「旭日中綬章」、常任理事の齊藤基樹様が「旭日双光章」を受章されました。誠におめでとうございました。

旭日中綬章

金丸 康信 氏

株式会社
テレビ山梨

齊藤 基樹 氏



税務協力団体などの活動を通じ、納税意識の高揚などに貢献された方が表彰されました。誠におめでとうございます。

国税庁長官表彰



副会長
上原 重樹 氏

東京国税局長表彰



副会長
岸本 良三 氏

株式会社

甲府税務署長表彰

理事 岩下 達也 氏
北杜タクシー株式会社

理事 早川 悅子 氏
中央ベニヤ株式会社

理事 井上 重良 氏
井上鋼材株式会社

甲府税務署長感謝状
理事 高村 隆義 氏
株式会社 ユニオックス

令和元年度 納税表彰

税を考える週間

「県民の日」に税の啓発活動

11月16日と17日の両日、小瀬スポーツ公園において開催された『県民の日記念行事』のイベントに当会も参加し、税が国民の生活に果たす役割について学ぶ、クイズ形式の「税金クイズ」を実施しました。

この活動は、広報委員会のメンバーを中心に毎年実施しており、青年部会・女性部会のメンバーも参加しました。甲府税務署からは澤田署長、加藤副署長、永島統括官、堀家上席調査官に参加いただきました。

税金クイズに挑戦すると法人会グッズなどがもらえる抽選くじもあり、2日間にわたり中高生や親子連れなど、約2000名の方が甲府法人会のテントに集まり大賑わいとなりました。

税金クイズの問題は、税の大切さを身近に感じる問題を考えることによって「税」に対する関心を高める有意義な活動となりました。

税金 クイズ	
(問1)	
A. B. C. の中で正解と思う 答えに○をしてください。	
日本では救急車を利用しても「税金」が使われている ので無料ですが、救急車が1回出動するのにお金はいくらかかるでしょうか?	
A. 約15,000円	B. 約30,000円
C. 約45,000円	
(問2)	
みんなさんが住んでいる市や町ではゴミを処理するためにも「税金」が使われています。年間1人あたりのお金はいくらでしょうか?	
A. 約9,000円	B. 約18,000円
C. 約54,000円	
(問3)	
山梨県では、小学校6年間、中学校3年間の合計9年間で、一人当たりどれくらいの税金が使われているでしょうか?	
A. 約300万円	B. 約700万円
C. 約1,000万円	

税金クイズの問題

答え (問1)…C (問2)…B (問3)…C



多くの来場者が「税金クイズ」にチャレンジ

金 税 教 室

青年部会が小学校で「税金教室」



税の社会における役割を理解してもらうため、小学校6年生を対象とした「税金教室」を行いました。
11月25日に南アルプス市立白根百田小学校、29日に甲斐市立玉幡小学校において開催しました。

税金教室の講師は青年部会の役員が担当しました。税は何種類あるのか、税金で作られている公共施設はどれか、などのクイズを出題しながら、消費税やサラリーマンなどが納める所得

金がなぜ必要なのか、税金で作られている施設がたくさんあることなどについてわかりやすく説明しました。参加した児童からは「税金で作られている施設がたくさんあることで税金の大切さが分かりました」との感想がありました。「税金教室」は1月以降も予定しています。

税などについてわかりやすく説明しました。

そして「税金がなぜ必要なのか、税金がなぜ必要なのか、税金で作られている施設がたくさんあることなどについてわかりやすく説明しました。参加した児童からは「税金で作られている施設がたくさんあることで税金の大切さが分かりました」との感想がありました。「税金教室」は1月以降も予定しています。

『改正消費税と法人版事業承継税制の概要』 研修会



改正消費税と法人版事業承継税制の概要に関する研修会を12月17日に東京エレクトロン・垂崎文化ホール、18日にアピオ甲府において開催し、両日合わせて55名の皆様に参加いただきました。研修内容は第1部が改正消費税の施行に伴う経理処理や申告書の変更点、第2部が円滑な事業承継における贈与税や相続税における納税猶予制度で、甲府税務署の担当官から説明がありました。説明終了後、参加者から消費税の申告などについて多くの質問がありました。今年も消費税に関する研修会は引き続き開催する予定です。

女性部会 『ハーブ壁飾り教室』

甲府法人会女性部会 副部会長 早川 悅子



12月13日に女性部会交流委員会が中心となり、研修委員会・組織委員会合同のハーブの壁飾り教室を甲府法人会館において開催しました。今年度入会の方も含めて23名が参加しました。昨年のリース作りに続き、アロマテラピードバイザーの岸本敏子氏に壁飾りを手際良くご指導いただき、美しい作品が仕上がりました。女性部会では各委員会を通じ「会員増強」を推進しています。楽しく交流を重ね、今回もハーブの香りに癒された一日でした。

●●●税制改正要望活動

山梨県選出国会議員、山梨県及び 管内自治体に令和2年度税制改正提言書を提出

全法連の理事会において決議された「令和2年度税制改正に関する提言」の実現に向けて、11月29日、山梨県法人会連合会の上原税制委員長（甲府法人会・税制委員長）と山梨県連税制委員が、山梨県関係の国会議員の各事務所（東京の議員会館）を訪問し、議員に直接提言書を渡しました。

また11月20日・26日・12月11日には、上原税制委員長、甲府法人会税制委員及び各支部長が同行し、山梨県、甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町の各首長及び議長に対して提言書を渡しました。



衆議院議員 堀内 詔子 事務所
堀内 詔子 衆議院議員（左から2人目）



衆議院議員 中島 克仁 事務所
秘書 山本 健氏（左）



参議院議員 森屋 宏 事務所
秘書 漆原 大介 氏（左）



衆議院議員 中谷 真一 事務所
中谷 真一 衆議院議員（右から2人目）



参議院議員 宮沢 由佳 事務所
宮沢 由佳 参議院議員（左から3人目）

山梨県と管内自治体への要望活動



甲府市
萩原 優 税務統括監（右）



山 梨 県
渡邊 雅人 総務部次長（右）



南アルプス市
金丸 一元 市長（右）



韮 崎 市
内藤 久夫 市長（右）



甲斐市
輿石 春樹 副市長（右）



北 杜 市
渡辺 英子 市長（右）



昭 和 町
塩澤 浩 町長（右）



中 央 市
田中 久雄 市長（右）

令和
元年度

「小学生の税に関する習字展」

主催:甲府市租税教育推進協議会・公益社団法人甲府法人会

租税教育の一環として、次代を担う児童に、税に対する関心を高め、将来の理解ある納税者を育成することを目的に実施し、甲府市内の26の小学校から1,517点の応募がありました。選考の結果、優秀作品に選ばれた作品をご紹介いたします。

(敬称略)

最優秀賞 甲府市長賞

小学一・二年生の部



中道北小2年 佐藤 希胡



中道北小6年 望月 美弥

小学五・六年生の部



中道北小4年 平澤 花香

小学三・四年生の部

優秀賞 甲府市教育長賞



中道北小2年 渡辺 万菜

小学三・四年生の部



玉諸小4年 原 瑞加

小学五・六年生の部



駿台甲府小6年 角田 蘭璃

優秀賞 甲府税務署長賞



中道北小2年 羽田百佳

小学三・四年生の部



中道北小4年 渡辺 菜月

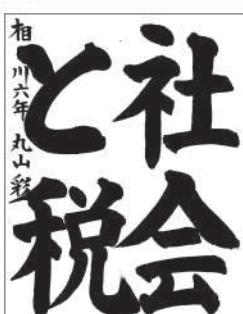
小学五・六年生の部



中道北小6年 松村 寧大



中道北小4年 米山 瑞穂



相川小6年 丸山 彩



小学一・二年生の部
伊勢小2年 岡里 奏佑



小学一・二年生の部
大國小2年 佐野 弥禄



小学三・四年生の部
中道北小4年 清水 愛侑那



小学三・四年生の部
中道北小3年 望月 詩央



小学五・六年生の部
大國小6年 深澤 早希



小学五・六年生の部
伊勢小5年 渡邊 美華

優秀賞 甲府税務署管内納稅貯蓄組合連合会会长賞



小学一・二年生の部
山梨大学教育学部附属小2年 藤田 美朗



小学一・二年生の部
中道北小1年 堀内 香穂



小学五・六年生の部
玉諸小6年 三枝 美晴



小学三・四年生の部
中道北小3年 小林 沙也花

優秀賞 テレビ山梨賞



小学五・六年生の部
駿台甲府小5年 根津琴子

優秀賞 東京地方税理士会甲府支部長賞



小学一・二年生の部
大國小2年 佐野 弥禄



小学三・四年生の部
中道北小3年 望月 詩央



小学五・六年生の部
伊勢小5年 渡邊 美華

優秀賞 東京地方税理士会甲府支部長賞



優秀賞の贈呈式
(甲府市立中道北小学校)



作品の展示(YCC文化ホール)

優秀賞(26作品)の展示

展示場所	展示期間
甲府合同庁舎 1階	令和元年 11月11日(月) ～令和2年10月
甲府法人会館 2階	令和元年 11月11日(月) ～令和2年10月
甲府市役所 1階 市民活動室	令和2年 2月21日(金) ～2月28日(金)

※甲府合同庁舎、甲府法人会館は、土曜日・日曜日・祝祭日は休日のためご覧いただけません。

優秀賞 山梨日日新聞社賞



小学一・二年生の部
甲運小2年 米内山 載大

小学三・四年生の部
中道北小3年 橋泉 實太

小学五・六年生の部
玉諸小6年 小林 芽依





「税に関する絵はがきコンクール」

主催：公益社団法人甲府法人会

租税教育活動の一環として、児童に税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくことを目的に実施しました。甲府税務署管内からは9の小学校から156点の応募がありました。上位作品をご紹介いたします。(敬称略)



山梨学院小学校

会長賞を受彰した白戸梨央奈さん(右から1人目)は、「税金が何に使われているか調べました。様々なことに使われていることが分かりました。これからも税金に関心をもっていきたい。」をお礼の言葉を述べてくれました。



● 山梨県法人会連合会長賞
甲府法人会長賞
山梨学院小学校 6年 白戸 梨央奈



甲府市立池田小学校



● 甲府税務署長賞
甲府市立里垣小学校 6年 永関 志麻



甲府市立里垣小学校



● 甲府法人会女性部会長賞
甲府市立池田小学校 6年 田中 隆人



● 甲府法人会 優秀賞
甲府市立舞鶴小学校
5年 新海 まゆう



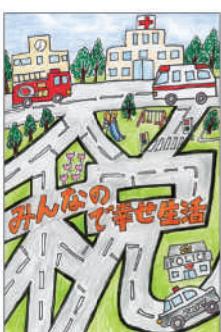
● 甲府法人会 優秀賞
山梨学院小学校
5年 氏原 静香



● 甲府法人会 優秀賞
山梨学院小学校
5年 伊藤 瑠那



● 甲府法人会 優秀賞
山梨学院小学校
6年 松本 大河



● 甲府法人会 優秀賞
山梨学院小学校
6年 末木 琉偉

甲府税務署長賞 入選作品紹介

税に関する高校生の作文募集は、次代を担う高校生に税に対する関心を深めていただくために昭和37年から実施されています。ここでは令和元年11月11日に開催された納税表彰式において、発表された作品をご紹介します。



作文を朗読する望月璃々子さん

「税」その見えない恩恵

駿台甲府高等学校 1学年 望月 璃々子

「え、消費税また上がるの？」そう文句を言つた私への天罰だったのか。生まれて初めて「税に生かされている。」

そう痛感した。

父が言つた。「救急車呼ぼう。」母も領き、にわかに騒がしくなつた。真夜中の空港に救急車のサイレンが響く。私はこの夏、初めて救急車で運ばれた。救急車内、病院での迅速な処置によつて私の症状は回復した。助けてくれた救急隊員、医師はもちろん、救急車を呼ぶ決断をしてくれた両親にも深く感謝した。

謝した。おぼろげな記憶の中でも、すぐには救急車が来たこと、隊員の方の親切な対応に、とても安心できたことを覚えている。これをきっかけに救急車に興味を持ったので調べてみたところ、一回の出勤に四、五万円の税金が使われているという。私はこれを知つて考えた。もし、税が無くこの値段を自費で払うとしたら、両親は救急車を呼ぶ決断をしたのだろうか。救急患者は一刻を争う。迷うことなく救急車を呼べるということは、命を守ることに直結する。海外では高額で救急車を貰はず、命を落としてしまう人もいるそうだ。日本でそのようなことが無いのは、年間で約六三四万件、二八五億円以上もの出動費を税で賄つているからである。

税の使い道のなかで一番多くを占めるのは「国民の健康と生活を守るためにの税」である。災害復興、お腹の中の赤ちゃんや高齢者の介護など、実は生まる前から死ぬまで税にはお世話をなつてているのだ。けれども税が私達の生活を守ってくれているという意識は希薄だ。税について調べても、出てくるのは「取られない方法はないか」な

税金とは募金のようなものだと感じる。例えば、難病の患者が良質な治療を受けることができるのには、他人が払う税金のおかげである。税はある意味不平等だ。この不平等さが税の魅力であると私は思う。募金によって他人を救えるように、税を払うことで他人を救えるのだ。増税によって、救える命が増えるかもしれない。増税する意味はそこにあると考えたらどうだろう。

私があの時体調を崩したのは、天罰なんかではない。税について考慮するきっかけをくれたのだ、と今なら心か

どばかりで、使われ方についてなどは少ない。やはり税は「守つてくれるもの」ではなく「取られるもの」という負のイメージが強いのだろう。十月の増税を前に、マイナス意見を耳にする。今のうちに買い溜めする人も多いと聞く。どのようにしたら税に対するイメージを払拭できるのだろう。私のように自分自身が「税に生かされた」経験をすることが手っ取り早いが、そうもいかない。そこで、どのくらい税に助けられているか計算してみた。年間一人あたり、ゴミ収集約四六万円を未成年の私は税を貢い、一万七千円、警察消防四万一千円、インフラ一四万円、医療費二七万円の計負担額は約一三万円。使われた税の方が約三三万円も多いことが分かる。これが知ると税に対してのイメージが変わるのはなかろうか。

私はこの不平等さが税の魅力であると私は思う。募金によって他人を救えるように、税を払うことで他人を救えるのだ。増税によって、救える命

時間外労働に関する新しい規制について



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋 俊仁

Q

A

働き方改革の一環として時間外労働の短縮に関する法改正がされました。改めてその内容を教えてください。

1 労働基準法が改正され、既に平成31年4月から時間外労働の上限規制が導入されており、1年の猶予期間が置かれていた中小企業についても本年4月からこの規制が適用されることになります。違反した場合の罰則（6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）も設けられており、適切な対応が求められます。

2 御承知のとおり、これまでも労働基準法により労働時間は1日8時間、1週間40時間と定められており、これを延長するためには労

3 今回の改正では、告示による月45時間、年360時間という基準を、罰則を伴う法律上の上限としました。また、特別条項によつても超えることのできない上限が設定されました。まず、①1年間の時間外労働の合計が720時間以内でなければならず、さらに、時間外労働と休日労働の合計について、②これが月に100時間未満で、③連続する2か月、3か月、4か月、5か月、及び6か月のそれぞれ平均値が、全て1か月当たり80時間以内であることが必要です。なお、ここでいう時間外労働や休日労働は、「一般的にイメージされる残業や休日出勤とは異なる可能性がありますので、注意が必要です。

4 4 労働基準法第36条に基づく労使協定、いわゆる36（サブローク）協定を締結する必要がありました。しかし、36協定で定める労働時間については、厚生労働大臣の告示によつて月45時間、年360時間という上限の基準が定められているのみで罰則による強制力がなく、また、特別条項付きで36協定を締結すれば、この上限を超えて時間外労働のことを指し、「休日労働」についても会社所定の休日ではなく法定休日（1週間につき1日の休日）における労働を意味しています。

5 5 が法律の施行日をまたぐ場合、改正法の施行日である4月1日開始の協定を締結し直さなければならぬのか、疑問に思われるかもしません。これについては経過措

置が設けられており、施行日前と施行日後にまたがる期間の36協定を既に締結している場合には、その協定の初日から一年間に限つては、その協定は有効となります。ですから、例えば、中小企業の場合、令和2年2月1日を初日とする36協定を定めたときには、令和3年1月31日までは旧法を前提とする協定も有効となり、同年2月1日開始の協定から改正法の上限規制が適用されることになります。

ところで、令和2年4月から上限規制が適用される「中小企業」についてですが、「資本金の額又は出資の総額」あるいは「常時使用する労働者の数」のいずれかが法定の基準を満たすか否かで判断され、小売業は資本金等の額が5000万円以下又は労働者の数が50人以下、サービス業は5000万円以下又は100人以下、卸売業は1億円以下又は100人以下、その他は3億円以下又は300人以下、とされています。なお、建設事業、自動車運転の業務、医師等については、例外的に上限規制の適用が5年間猶予されています。

以上のように、時間外労働に関する規制は大きく変化していますので、本年4月に中小企業への適用が開始されることも踏まえ、改めて紹介いたしました。

2020年の

県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社

経済調査部 部長 小柳 哲史

昨年の県内経済を振り返りますと、本県の主力産業である機械工業を中心には減産傾向が広がったほか、個人消費や設備投資も力強さを欠くなど、緩やかな回復の動きに足踏み感が窺われました。

項目別にみると、生産は、米中貿易摩擦等を背景に半導体製造装置や工作機械などが減少傾向で推移したほか、年央から年後半にかけては次第に輸送関連や産業用機械など幅広い品目にも減産の動きが広がりました。また、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業は、国内需要の伸びが期待し難いなかで、全体としては厳しい局面が続きました。

また、個人消費は、良好な雇用・所得環境を背景に底堅く推移していましたが、長雨や台風などの自然災害の影響もあり、年央以降力強さを欠きました。

昨年の県内経済を振り返りますと、本県の主力産業である機械工業を中心には減産傾向が広がったほか、個人消費や設備投資も力強さを欠くなど、緩やかな回復の動きに足踏み感が窺われました。

なお、観光関連をみると、外国人観光客の入込みが過去最高水準で推移しました。国内観光客も、年央までは堅調に推移していましたが、夏場以降は天候不順等の影響もあり、増勢が鈍化しました。

今年の景気を展望しますと、国内

景気は、オリンピックイヤーの高揚感もあり、緩やかな回復基調を辿るものとみられます。個人消費が良好な雇用・所得環境に支えられ底堅く

推移するほか、海外経済が成長ペースを回復するに連れて生産・投資活動も持ち直していくと見込まれます。ただし、米中貿易摩擦の長期化等の政治・経済問題は世界経済の下振れ要因となる可能性があるため、注意する必要があります。

県内景気も、基本的には国内と同様の動きを辿ると考えられます。生産面で機械工業が増勢に転じるほ

か、個人消費も改善傾向で推移することが見込まれることから、全体としては緩やかな回復に向かうとみられます。

項目別にみると、個人消費は、消費税増税の影響等で消費マインドが弱含んでいるものの、堅調な雇用・所得環境に支えられ、緩やかに持ち直していくとみられます。一方、設備投資は、力強さを欠く動きが続くとみられます。山梨中央銀行が実施した「県内企業経営動向調査」の2019年度下期（2019年10月～2020年3月）の設備投資計画においては実施予定率、投資予定期ともに慎重な姿勢が窺われます。

生産について、当初は機械工業で足踏みが続くものとみられます。ただし、世界各国で5G商用化の進展が見込まれるなか、シリコンサイクル底打ちの動きが県内関連企業へ波及することで、全体として回復に向かうことが期待されます。一方、地場産業については、人口減少等による国内需要の伸び悩み、輸入品との競合激化などから、総じて厳しい局面が続くと思われます。ただし、競争力のある高級品や顧客ニーズを捉えた自社ブランド製品の開発などに注力することで、新たな需要を取り

込むチャンスは広がるものと考えられます。

さて、陰陽五行によると、2020年は「庚子（かのえ・ね）」になります。「庚」とは草木として子を残す準備に入る状態を意味し、「子」とは種子の中で新しい命を育てている状態を意味します。このことから、「庚子」の年は、「新たな芽吹きと繁栄の始まり」とされており、過去の成果から引き継ぐべきものを維持しつつ、新たな環境や局面に向けて体制を整えていくと良いと言われています。

社会を取り巻く環境は、年を追うごとに複雑さと変化のスピードを増しています。このような時代のなかでは、過去の良き伝統、体制を守りつつ、未来に向かい「進化」、「革新」を図っていくことが必要と思われます。2020年は、結婚、新築、新規事業、開店など新しく何かを始めることは、絶好の年回りです。折しも夏には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。日々「進化」し続ける日本人選手の活躍を期待しつつ、自身もさらなる飛躍が出来る1年にしたいものです。

税務相談



東京地方税理士会甲府支部
税理士 深澤 智之

インボイス制度 (適格請求書等保存方式) の概要

請求書発行事業者が発行した適格請求書の保存が必要となる。」となります。

横線を引いた部分が大きな変更点となります。インボイス制度の導入によって現状と大きく変わるこの2点について説明していきます。

- ①適格請求書発行事業者の登録
- ②請求書等の記載方法の変更(適格請求書)

◆適格請求書発行事業者の登録

インボイス制度においては、適格請求書にしたがって消費税の計算を行う事が前提となりますが、

適格請求書の交付は適格請求書発行事業者に限られます。適格請求

令和5年10月1日より、消費税の計算に関してインボイス制度が導入されます。耳慣れない言葉で、どのような制度で、どういった準備をしておけばよいのか不安に感じている方も多いと思います。今回は簡単にその概要を説明していきたいと思います。

◆インボイス制度

◆現状との大きな変更点

まず、現状の消費税の計算を大

「売上等の収入で預かった消費税から仕入等の支払で支払った消費税を差し引いた金額が課税事業者の

まさに説明すると、

「売上等の収入で預かった消費税か

納める消費税の金額となる。ただし、支払で支払った消費税を差し

引く要件として仕入先が発行した請求書等の保存が必要となる。」

これがインボイス制度が導入されると、

この制度においてもつとも影響を受けると考えられるのが免税事

めには、令和5年3月31日までに申請を行う必要があります。

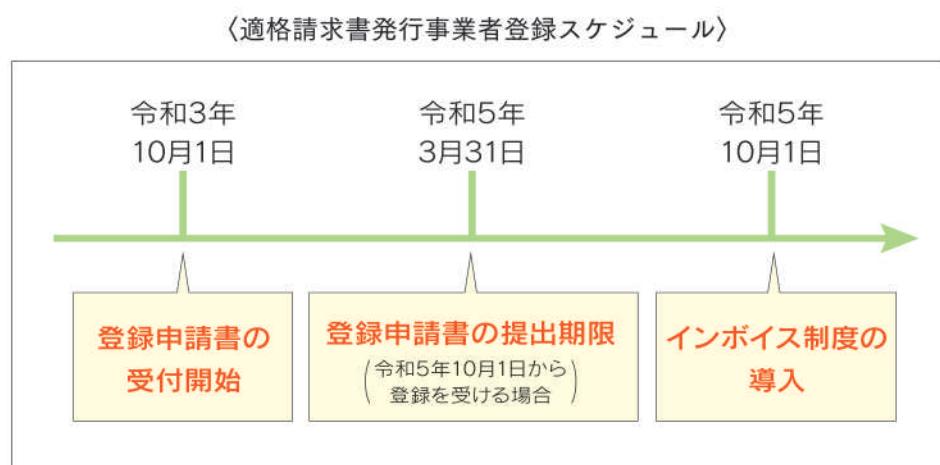
この制度においてもつとも影響を受けないとおりりますが、イ

ンボイス制度が開始される令和5年10月1日までに登録を受けるた

めには、令和5年3月31日までに登録を行なう必要があります。

書発行事業者が税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

下の図のとおりになりますが、イ



甲府法人会より

(区分記載請求書と適格請求書の記載方法比較)

●区分記載請求書	●適格請求書
①区分記載請求書等発行者の氏名又は名称	①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び <u>登録番号</u>
②課税資産の譲渡等を行った年月日	②課税資産の譲渡等を行った年月日
③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (軽減税率対象資産がある場合にはその旨)	③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (軽減税率対象資産がある場合にはその旨)
④税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)	④課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	⑤税率ごとに区分した消費税額等 ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

業者となります。免税事業者は適格請求書発行事業者になることができないため適格請求書の発行ができません。したがって、免税事業者からの仕入については支払った消費税を控除することができなくなることになります。これにより、インボイス制度が開始されると免税事業者は仕入先の選定から外れるといった不利益を被る可能性があり、これを回避するために「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります。

(適格請求書記載イメージ)

請求書	
(1) ××株式会社 登録番号T99999999999999	
(6) 株式会社○×△ 御中	
(2) 日付 5月3日 5月6日 5月10日 5月26日	③ 内容 ノート 米 野菜 洗剤
合計	④ ※ ※ 軽減税率対象
	⑤ 金額 1,100円 2,160円 540円 660円 <hr/> 4,460円 うち消費税 360円 1,600円 2,500円 消費税 160円 消費税 200円

◆請求書等の記載方法の変更
請求書等といつても請求書だけを指すだけでなく法律上「請求書、納品書、その他これらに類する書類」となっていますので販売にともなって交付する領収書やレシートも含まれることとなります。現状(区分記載請求書)と適格請求書の記載方法を比較すると左上の図のとおりとなります。

◆おわりに
今日はインボイス制度の概要について説明しましたが、適格請求書の交付義務が免除される場合や、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置など細かい論点もあります。適用までまだ時間がありますので準備をすすめていた

下線部が変更点となります。適格請求書発行事業者は登録番号が付与されるため登録番号を記載する必要があります。また、区分記載請求書では税率ごとに税込金額のみ記載すればよかつたのですが、適格請求書では本体価額と消費税額をそれぞれ記載する必要があります。
なお、適格請求書発行事業者は取引の相手方の求めに応じ適格請求書を交付する義務があり、その交付した適格請求書の写しを保存する義務があります。

スマホ×確定申告 ～ネクストステージ～

進化するスマート申告！

～5つのステップで手続完結！～



STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

iPhoneの方



Android™の方



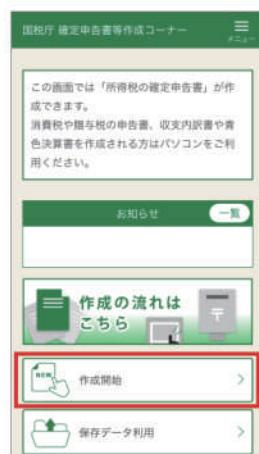
確定申告



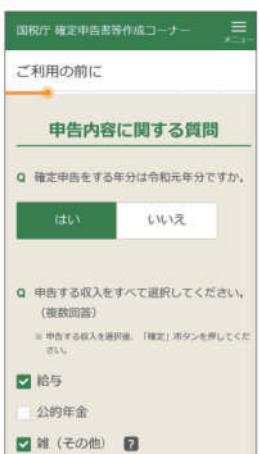
インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。



「確定申告書等の作成はこちら」のバナーをタップしてください。



「作成開始」をタップしてください。



収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhoneの方は手順が一部異なります。)

STEP 2 提出方法を選択

提出方法の選択

- 提出方法を選択してください。
- e-Tax（マイナンバーカード方式）?
- e-Tax（ID・パスワード方式）?
- 書面

○マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

対象端末の一覧はこちら→



○ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方（全ての端末）お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ

マイナンバーカード方式

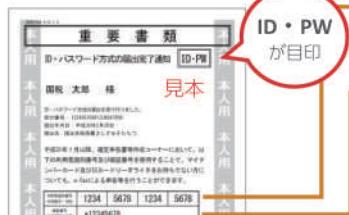


画面の案内に従って、必要なアプリをインストールしてください。



マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

ID・パスワード方式



ID（利用者識別番号）

1234567812345678

パスワード（暗証番号）

a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

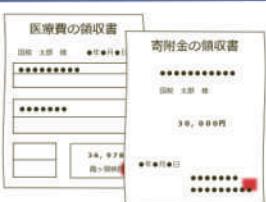
STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力

マイナンバーをお忘れなく！



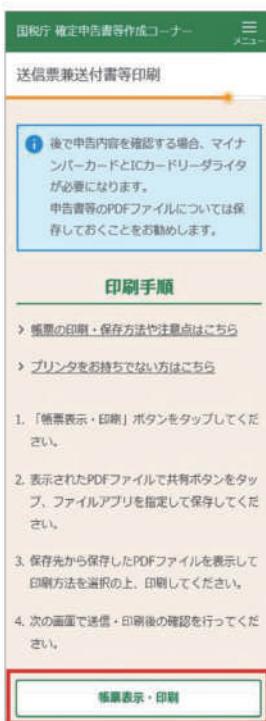
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信してください。

STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら
申告は完了です。

「帳票表示・印刷」を
タップしてください。

※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

iPhone



申告書が表示されるので、
画面下の「共有」ボタン
をタップしてください。

「ファイルに保存」を選
択してデータを保存し
てください。

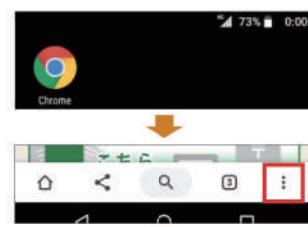


保存したデータは
「ファイル」から後で確
認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内の
ダウンロードフォルダに
データが保存されます。



保存したデータは
「Chrome」から後で
確認できます。

i ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

平成30年1月以降、確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ 利用には別途通信料がかかります。

※ このナビには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの問題には、マイナンバーカード等が必要です。

・ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

・ Android、Chrome、Chromeロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。



山梨県からのお知らせ

山梨県被災中小企業復旧事業費補助金のご案内

令和元年台風第19号により被害を受けた中小企業者が事業の再建に取り組む経費の一部を補助し、被災企業の事業の早期復旧を支援するための補助金を創設しました。

ご利用いただける方

台風第19号で被害を受けた山梨県内の中小企業者

補助対象経費

台風第19号により被害を受けた業務の用に供する施設、設備、車両の復旧に要する経費のうち、被災前の状態に戻すための修理費等に対して補助します。

保険の対象となっている施設等がある場合は、復旧に要する経費から受取保険金額を控除した額を補助対象経費とします。

補助率	補助上限額
2／3以内	3,000万円

◆詳細は、企業立地・支援課へお問い合わせください。

山梨県 産業労働部 企業立地・支援課
甲府市丸の内1-6-1 TEL : 055-223-1541

山梨県 復旧事業費補助金

検索

山梨県商工業振興資金・融資制度のご案内

商工業振興資金とは

県と金融機関が協調して、原則として山梨県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。

県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。

ご利用いただける方

県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者（個人及び法人）等

融資のお申し込み（取扱金融機関）

- 山梨中央銀行
- 甲府信用金庫
- 山梨信用金庫
- 山梨県民信用組合
- 都留信用組合
- 商工組合中央金庫
- みずほ銀行
- りそな銀行
- 三井住友銀行
- 三菱UFJ 銀行

お申し込みには、財務書類、納税証明書などの書類が必要となります。詳しくは、各金融機関または山梨県産業労働部商業振興金融課（TEL : 055-223-1538）へお問い合わせください。

※一部の融資については、都市銀行での取扱いがありません。

※金融機関・山梨県保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。

主な融資

融資名	資金使途	年利率	保証料率	限度額・償還期間		
事業促進融資	通常の事業運営に必要な資金	2.1%	0.45～ 1.9%	設備 運転 一企業限度	5,000万円 2,000万円 5,000万円	7年以内 5年以内 5,000万円
小規模企業サポート融資	小規模企業者で事業運営に必要な資金	1.7%	0.25～ 1.1% ※	設備 運転 一企業限度	2,000万円 2,000万円 2,000万円	10年以内 7年以内 2,000万円
小規模企業強化融資	小規模企業者で事業運営に必要な資金	1.7%	0.45～ 1.9%	設備 運転 一企業限度	2,000万円 2,000万円 2,000万円	10年以内 7年以内 2,000万円
成長やまなし応援融資	生産性向上、働き方改革に取り組むときの資金 県が指定する成長分野に関連する事業のための資金	1.5%	0.225～ 0.95% ※	設備 運転 一企業限度	1億円 2,000万円 1億円	10年以内 5年以内 1億円
新分野進出支援融資	業種転換、経営多角化、新技術・新製品の研究開発、企業化等のための資金	1.5%	0.15～ 0.95% ※	設備 運転 一企業限度	8,000万円 3,000万円 8,000万円	10年以内 5年以内 8,000万円
事業承継支援融資	事業承継に必要な資金 M&Aに必要な資金	1.5%	0.125～ 0.95% ※	設備 運転 一企業限度	1億円 5,000万円 1億円	10年以内 5年以内 1億円
起業家支援融資	新規に開業するときに必要な資金 開業後5年未満の事業者で、事業運営に必要な資金	1.5% 1.3% 1.2%	0.30～ 0.45% ※	設備・運転合計	3,500万円	10年以内
経営力強化融資	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善に取り組むときに必要な資金	1.8% 1.6%	0.45～ 2.0%	設備 運転 一企業限度	5,000万円 5,000万円 5,000万円	7年以内 5年以内 5,000万円
連鎖倒産防止	取引先の倒産などによる連鎖倒産防止に必要な資金	1.7% 1.5% 1.3%	0.45～ 1.9%	運転	8,000万円	10年以内
不況業種対策	不況業種に指定され、かつ最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少しているときに必要な資金	1.5% 1.3%	0.8%	運転	5,000万円	10年以内
経営環境変動対策	最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少しているときに必要な資金	1.7% 1.5%	0.45～ 1.9%	運転	5,000万円	10年以内
災害復旧	法令に基づく指定地域内の事業者で、令和元年台風第19号の影響により、売上高が前年同月比20%以上減少するなどしているときに必要な資金	1.4%	0.9%	設備 運転 一企業限度	5,000万円 5,000万円 5,000万円	10年以内 7年以内 5,000万円

※県が保証料の1/2を補助しており、申請者負担分の保証料率を掲載しています。

「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

融資制度の紹介や、様々な金融に関する相談に、相談員が対応いたします。お気軽にご相談ください。

- ▶相談日……………土曜、日曜、祝日を除く毎日
- ▶相談時間……………午前9時～午後4時（正午から1時までを除く）
- ▶相談場所……………山梨県庁別館3階（商業振興金融課内）
- ▶お問い合わせ先……TEL：055-223-1554

◆融資の要件など詳細は、各金融機関または商業振興金融課へお問い合わせください。

山梨県 産業労働部 商業振興金融課
甲府市丸の内1-6-1 TEL：055-223-1538

山梨県 商工業振興資金

検索

賀



正

理 事

荻野 寛二
(株)オギノ
金精軒製菓株

理 事

小野 光一

高野 基樹
(株)山梨文化会館
甲府信用金庫

常任理事

窪田 広宣
(株)窪田商会
西川 一也
(株)清里給油所
内田 幸夫
(株)内田印刷所
小林 幸夫
(有)長坂百貨店
長坂 茂
(株)新津建設
新津 義明
(株)篠原貿易
篠原 正彦
(株)坂本建運
坂本 政彦
(株)井上善展
井上 善展
(株)齊藤基樹
齊藤 基樹
(株)奈良田伸司
奈良田伸司
廣川 利勝
(株)浅川熱処理
(株)山梨文化会館
甲府信用金庫

佐々木宏明
(株)山梨トヨタ自動車
高野 三雄
(株)敷島金属工業
岸本 良三
(株)印傳屋上原勇七
上原 重樹
(株)山梨中央銀行

佐々木宏明
(株)吉字屋本店
高野孫左エ門
岸本 良三
(株)山梨トヨタ自動車
高野 三雄
(株)敷島金属工業
岸本 良三
(株)印傳屋上原勇七
上原 重樹
(株)山梨中央銀行

窪田 広宣
(株)窪田商会
西川 一也
(株)清里給油所
内田 幸夫
(株)内田印刷所
小林 幸夫
(有)長坂百貨店
長坂 茂
(株)新津建設
新津 義明
(株)篠原貿易
篠原 正彦
(株)坂本建運
坂本 政彦
(株)井上善展
井上 善展
(株)齊藤基樹
齊藤 基樹
(株)奈良田伸司
奈良田伸司
廣川 利勝
(株)浅川熱処理
(株)山梨文化会館
甲府信用金庫

副会長

佐々木宏明
(株)吉字屋本店
高野孫左エ門
岸本 良三
(株)山梨トヨタ自動車
高野 三雄
(株)敷島金属工業
岸本 良三
(株)印傳屋上原勇七
上原 重樹
(株)山梨中央銀行

佐々木宏明
(株)吉字屋本店
高野孫左エ門
岸本 良三
(株)山梨トヨタ自動車
高野 三雄
(株)敷島金属工業
岸本 良三
(株)印傳屋上原勇七
上原 重樹
(株)山梨中央銀行

顧問

櫻井 洋

山梨トヨタ自動車(株)

(株)山梨中央銀行

東京地方税理士会甲府支部

太田 文三
(株)談露館

(株)小林商会

井筒屋醤油(株)

(株)湊興

(株)少林製作所

(株)ホテル舟山

(株)河西金属商事

(株)国民社

(株)協和産業

(株)峡南堂印刷所

(株)少母工業

(株)地工業会

(株)長谷川醸造

(株)甲斐延

(株)北杜タクシー

(株)アズマ工機

(株)清水工業

(株)清水工業

(株)寺井木材

(株)昭和産業

(株)寺井木材

(株)早野組

(株)清水工業

(株)寺井木材

(株)昭和産業

(株)寺井木材

(株)早野組

(株)清水工業

(株)寺井木材

(株)昭和産業

(株)寺井木材

<p

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます (令和元年10月～12月)

本号から自社の紹介を掲載希望された新入会員の皆様につきましては、ご紹介文を掲載することといたしました。

(順不同・敬称略)

正会員 法人名	所在地	支部名
有限会社ホテル桃の木	南アルプス市芦安	八田 芦安支部
有限会社甲文堂塗装看板店	韮崎市中島	韮崎支部
有限会社エイブル国母	甲府市国母	国母支部
ご紹介文▶情報発信基地、出光サービスステーションとしてお客様との「絆」を大切にし、皆様とともに歩んでいきます。		
有限会社武井工務店	韮崎市水神	韮崎支部
有限会社保坂製作所	韮崎市上ノ山	韮崎支部
ご紹介文▶創業以来35年、産業機器内のハーネスを主に製造し、近年は多方面にわたり制御盤等のハーネス組立を手掛けております		
有限会社韮崎スズキ販売	韮崎市本町	韮崎支部
株式会社クラウド	北杜市白州町	白州支部
株式会社渉	南アルプス市上今諏訪	白根支部

賛助会員 事業所名	所在地	支部名
岩崎惠一	北杜市高根町	高根支部
ケイズプランニング	韮崎市上ノ山	韮崎支部

『税の無料相談会』開催のお知らせ

法人会では、東京地方税理士会甲府支部所属の税理士先生にご協力いただき「税の無料相談会」を開催いたします。

まもなく開始される確定申告や法人税・所得税・相続税・贈与税・消費税のご相談など、税について何でもお気軽にご相談ください。

個別相談となりますので、事前にお申し込みが必要となります。お申し込みの方は右記連絡先までご連絡ください。

日 時…令和2年2月12日 (水)

午後1時30分から順次

場 所…甲府法人会館 (甲府市中央4-12-21)

連絡先…法人会事務局

電 話…055-237-7774 FAX…055-237-7790

メールアドレス…yamanaho@cc.mbn.or.jp

担当職員…長坂

●ご連絡をお待ちしております。

発行日	印 刷 所	発 行 所
令和2年1月23日	株式会社少国民社	公益社団法人甲府法人会 広報委員長 奥水順彦

- 【研修内容】
- 決算の留意点について
 - 消費税について
 - 源泉徴収事務について

3月9日	2月18日	2月14日	2月13日	2月27日
甲府市総合市民会館 文化ホール	東京エレクトロン韮崎 文化ホール	山梨県地場産業センタ タ	山梨県流通センター	甲府市総合市民会館

●決算法人説明会

3月18日 甲府法人会館
【研修内容】

- 設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
- 日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
- 源泉徴収事務について

研修会予定

●新設法人説明会

太陽と富士山が織りなす光景



(撮影場所：富士河口湖町)



ダイヤモンド富士
(撮影場所：富士川町高下)

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp